

消防団運営事務



地域防災課

消防団とは

消防団は、「自分たちのまちは自分たちの手で守る」という理念のもと、住民の生命・身体・財産を守るため、市町村が消防組織法第9条に基づいて設置しています。団員は、それぞれ本来の仕事を持ちながら、さまざまな消防団活動を行っています。

消防組織法（抜粋）

第9条（消防機関）

市町村は、その消防事務の処理をするため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- ・ 消防本部
- ・ 消防署
- ・ 消防団

第15条（消防団）

消防団の設置名称及び地域は条例に定める。

消防団の役割

【平常時】

- ・ 火災予防運動などの広報活動
- ・ 地域の防災訓練などの指導 など

【災害発生時】

- ・ 常備消防と連携した消火活動
- ・ 住民の避難誘導、救護活動 など

全国的な消防団の現状と課題

- 【現状】**
- ・ 消防団員の減少
 - ・ 消防団員の平均年齢の上昇
 - ・ 消防団員の被雇用者割合の増加

- 【課題】**
- ・ 消防団への加入促進
 - ・ 消防団員の処遇改善
 - ・ 消防団の装備・教育訓練の充実

中井町消防団の課題

- 消防団員の充足率は比較的高いが、各分団においては、新入団員確保に苦慮している。
- 被用者や、町外に勤務されている方が多いことから、平日昼間の災害への対応に弱い。
- 免許制度の改正により、消防車の運転ができず、今後出動に影響が出る可能性がある。

中井町消防団条例①

第3条（定員）

団員の定員は128名とする。

第4条（任命）

町内在住又は在勤の18歳以上45歳未満の者。

第5条（任期）

団長、副団長、分団長の任期は、2年とする。

中井町消防団条例②

第11条（報酬）

団員には、別表1に定める額報酬を支給する。

【別表第1】

団長	235,000円	副分団長	71,000円
副団長	158,000円	班長	56,000円
分団長	140,000円	団員	50,000円

中井町消防団条例③

第11条2（報酬）

団員が水火災、その他の災害又は訓練等に際し
出動した場合には、別表第2に定める出動報酬
を支給する。【別表第2】

災害出動報酬	4時間以内	4,000円
	4時間超	8,000円
訓練出動報酬	1回	3,000円
警戒出動報酬	1回	2,000円

中井町消防団条例④

分団名	管轄地域	世帯数	団員定数
第1分団	遠藤、五所宮、北田、久所、藤沢	510	21
第2分団	古怒田、半分形、大久保	272	17
第3分団	比奈窪、松本下、松本上、岩倉、雑色、鴨沢	268	22
第4分団	境原、本境、境別所	236	19
第5分団	下井ノ口、北窪、五分一	325	15
第6分団	宮向、宮前、宮上、葛川	575	16
第7分団	宮原、砂口、遠藤原	457	15

災害出動件数

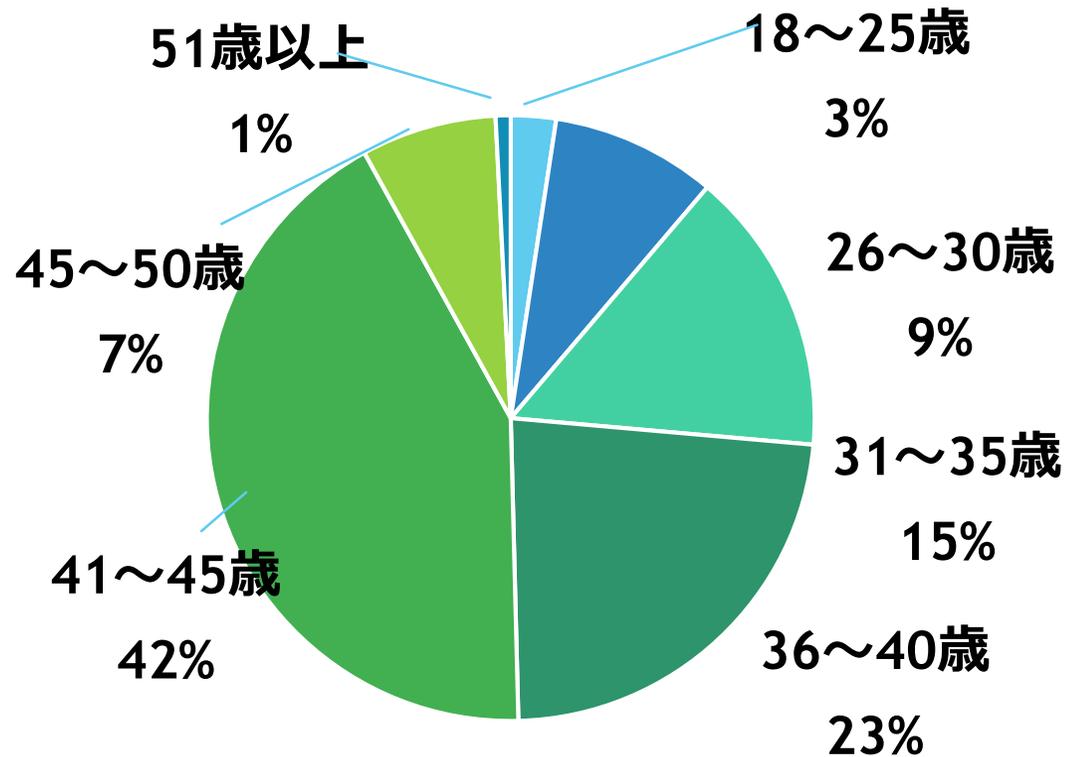
	火災出動	風水害出動
令和3年度	3件	1件
令和2年度	2件	0件
令和元年度	1件	1件

主な年間の事業

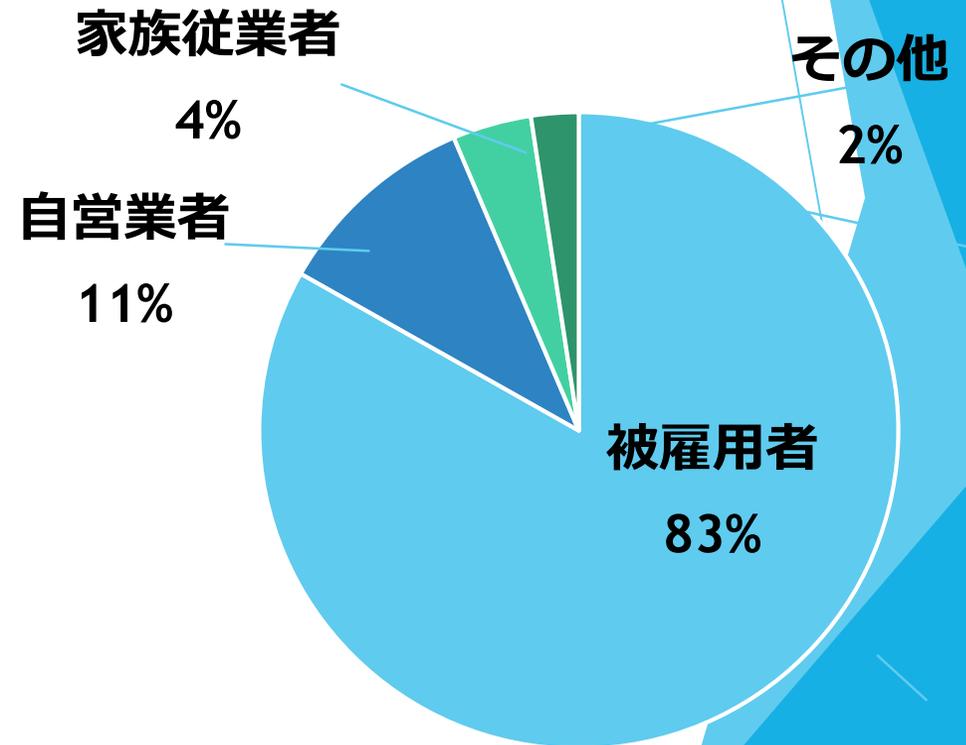
4月	消防団員任免式	11月	指導者講習会
5月	ポンプ性能検査・礼式訓練		秋季火災予防運動
6月	消防団幹部研修	12月	消防団幹部候補研修
	普通救命講習会・ホース中継訓練		出初式操法激励伝式
7月	副団長研修会		地震対策特別講習
8月	町総合防災訓練		年末特別警戒
9月	2市5町消防団広域連携研修会	1月	消防出初式
10月	正副団長研修会	2月	分団長研修会
	指導員研修会	3月	春季火災予防運動

団員の構成

年齢構成



就業形態



近隣市町の消防団の概要

	分団数	団員定数	団員数	充足率	平均年齢	人口	面積	被雇用者	市町外勤務者
中井町	7	128	125	97.7%	39.2	9,063	19.99	83.2%	64.0%
大井町	7	143	106	74.1%	37.3	17,158	14.38	72.6%	42.5%
松田町	7	164	131	79.9%	40.3	10,683	37.75	72.0%	48.0%
山北町	13	229	186	81.2%	43.1	9,729	224.61	72.6%	74.7%
開成町	7	108	90	83.3%	47.3	18,363	6.55	78.9%	63.3%
南足柄市	7	259	192	74.1%	40.4	40,628	77.12	83.3%	57.3%

消防団員数の変遷

	人口	団員定数
昭和25年	6,361人	定数240名（4分団編成）
昭和33年	約6,000人	定数180名（本部分団解散）
昭和60年	9,371人	定数128名（6分団編成）
平成9年	10,347人	定数128名（7分団編成）
令和4年	9,063人	定数128名（7分団編成）

消防団活動に取り組むべき事項（消防庁）

報酬等の処遇改善	<ul style="list-style-type: none">・ 報酬等の基準を踏まえた処遇改善
消防団に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none">・ 消防団活動に社会的理解を深める・ 消防団の役割、やりがいや処遇が伝わる広報
幅広い住民の入団促進	<ul style="list-style-type: none">・ 市町村は積極的な入団促進を行う・ 団内部で幅広い意見交換を行い、地域住民等との連携を深める
平時の消防団活動のあり方	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の実情に即した災害現場で役立つ訓練の実施・ 真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施
装備等の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 多様化する消防団活動内容に見合うよう装備を充実させる

報酬等の処遇改善（R4.4.1～）

【出動報酬】

	改正前	改正後
災害出動報酬	700円/1回	4,000円/4h以内
		8,000円/4h以上
訓練出動報酬	700円/1回	3,000円/1回
警戒出動報酬	700円/1回	2,000円/1回

【近隣市町との比較】

	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
年額報酬（団員）	50,000円	62,000円	49,000円	47,000円	52,000円
出動報酬（日額）	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円

団員の確保対策

平成24年4月～	任命年齢引き上げ	20歳以上40歳未満の者だったものを、20歳以上45歳未満の者とした。
平成31年4月～	入団可能者の拡充	本町に隣接する市町に居住する者に限り、在勤者の入団を認めるものとした。
平成31年4月～	団員募集事業	町内の事業所に対し、団員募集のポスターの掲示、案内チラシの配架をしている。
令和4年4月～	任命年齢引き下げ	成人年齢の引き下げに伴い、20歳以上だったものを18歳以上の者とした。

消防団懇話会

【目的】

その時々々の社会環境の変化や消防団の活動内容等を踏まえ、組織、配備車両などについての意見を求めるために設置

【懇話会委員】

副町長、議長、文教民生常任委員長、消防団長 他

【懇話会検討事項】

- ・ 消防ポンプ車、可搬ポンプ積載車の配備計画
- ・ 団員の確保対策、適正な人員配置と定数の検討
- ・ 団員の定年制度 など

中井町消防団の課題

- ・ 消防団員の充足率は比較的高いが、各分団においては、新入団員確保に苦慮している。
- ・ 被用者や、町外に勤務されている方が多いことから、平日昼間の災害への対応に弱い。
- ・ 免許制度の改正により、消防車の運転ができず、今後出動に影響が出る可能性がある。

改善策の提案

- 1 任命年齢の引き上げ（団員確保）
- 2 分団の再編と団員定数の見直し（団員確保）
- 3 機能別消防団員、女性消防団員の検討（団員確保）
- 4 自動車免許取得補助制度の実施（団の充実強化）
- 5 常備消防との連携強化（団の充実強化）

団員確保に向けての提案①②

① 任命年齢の引き上げ

年齢幅を広げて団員を確保！

② 分団の再編と団員定数の見直し

分団数と定員を下げて団員定数を確保！

団員確保に向けての提案③

【機能別消防団員】

消防団OBなどが、特定の消防団活動や時間の許す範囲での活動を実施

【女性消防団員】

地域の実情に応じて、主に広報活動・防災教育など、女性ならではの細やかな活動を実施

新たな制度を導入し団員を確保！

自動車免許取得補助制度の提案④

【AT車限定解除費用補助金】 R4.4.1.～

対象者	中井町消防団員の身分にあつて運転免許にAT車限定とされており、取得後2期以上消防団への在籍を確約できる方
対象経費	教習所に係る経費（入校料、技能教習料等）、免許証交付に係る費用（免許センター手数料）の合計額の2/3（上限4万円）を補助

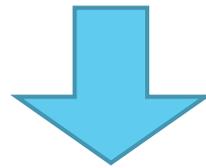
【準中型免許取得費用補助金（案）】

対象者	車輛総重量3.5t以上の消防車を配備している分団の団員のうち、準中型免許制度により、当該消防車輛の運転ができない方で、取得後2期以上の消防団への在籍を確約できる方
対象経費	教習所に掛かる経費（入校料、技能教習料等）、免許証交付に係る費用（免許センター手数料）の合計額の2/3（上限8万円）を補助

常備消防との連携強化⑤

激甚化する自然災害や大火に対応するためには...

- ・ 消防団の活動に必要な知識や技術を習得
- ・ 消防団の活動内容に見合う装備の充実



消防団の役割の多様化に伴い、常備消防と連携した訓練や意見交換を行い、有事に備える！

大切なことは...

- ・ 町民に対して、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらうこと。
- ・ 団員に対して活動しやすい環境を提供し、魅力ある消防団運営を行うこと。

今後とも団員確保対策や消防団の充実強化を検討・実施し、必要に応じて懇話会に意見を求めるなど、適正な運営に努めます。



全国消防イメージキャラクター
「消太」

ご静聴ありがとうございました。